

2023年4月1日

## 申し合わせ事項

愛媛大学医学部附属病院

臨床研究支援センター長 永井将弘

- (1) 契約書関係を除く「印」の可否については、本院は原則として押印しないこととする。
- (2) 治験に関する変更申請書で、治験責任医師欄を該当せずと記入する場合は、変更内容を確実に治験責任医師に通知すること。
- (3) 本院は、「「治験の依頼等に係る統一書式」の一部改正について」（令和4年11月30日付け医政研発1130第1号・薬生薬審発1130第5号・薬生機審発1130第1号）によって示された統一書式を利用することとする。
- (4) 安全性情報は、これまでどおり、病院長と治験責任医師に提出するものとし、治験審査委員会委員長の欄は、該当せずと記載すること。